

名古屋市教育委員会臨時会

令和 2 年 3 月 18 日
午後 3 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 第 45 号議案 市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について
- 日程 2 第 46 号議案 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について
- 日程 3 第 47 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則案について
- 日程 4 第 48 号議案 名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について
- 日程 5 第 49 号議案 教職員人事について
- 日程 6 第 50 号議案 事務局人事について

出席者

鈴木 誠 二 教育長
小 栗 成 男 委 員
船 津 静 代 委 員
西 淵 茂 男 委 員
鎌 田 敏 行 委 員

教育次長始め、事務局員 11 名 ※傍聴者 0 名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会臨時会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。議事日程第 4「名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について」から日程第 6「事務局人事について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。

また、会議録につきましても日程第 4 から第 6 については非公開としたいと思います、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第1第45号議案「市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第1第45号議案「市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について」をご説明いたします。

これは、教育委員会と市長との間の事務委任、補助執行の範囲を変更する場合、教育委員会と市長との間で協議を行う必要があるとされております。そのことからその内容についてお諮りするものでございます。

まず、事務の補助執行についての協議事項2点についてご説明します。

1点目は、瑞穂公園に関するものでございます。

緑地・公園事業は、本来市長の所管する事務でございますが、瑞穂公園の管理及び整備に関する事務については、瑞穂運動場と一体的に執行できるよう、教育次長が補助執行しておりました。このたび、スポーツに関する事務を市長部局へ移管させることに伴い、補助執行を廃止するものでございます。

2点目は、これは中学校施設のスポーツ開放に関するものでございます。

中学校施設のスポーツ開放、いわゆる地域スポーツセンターとは、学校教育に支障がない範囲で、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の場として、中学校の体育施設を開放するものでございます。この中学校施設のスポーツ開放は、学校施設を使用するため、引き続き教育委員会の所管する事務と位置づけられますが、事業の性質が市民のスポーツ活動の場であることを踏まえ、市長部局に補助執行をさせるものでございます。

次に、事務の委任の範囲を変更するものでございます。

社会教育に必要な援助その他事業につきましては、学校その他の教育機関が行う事業に係る事務を除き、区長に委任をしておりましたが、このうちスポーツ及びレクリエーションの振興のための事業につきましては、スポーツに関する事務を市長部局へ移管させることに伴い、委任を廃止するものでございます。

スポーツとレクリエーションを除く他の社会教育の事業につきましては従前のとおりで変更はございません。

実施日は、令和2年4月1日を考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第1第45号議案「市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第2第46号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第2第46号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

改正の内容は、主に3点ございます。

1点目は、指導部学校保健課の分掌事務の変更でございます。

教育スポーツ協会は、教育委員会所管の外郭団体でございますが、この教育スポーツ協会に関する事務につきましては、同協会が実施する市民のスポーツ振興事業と関連の深いスポーツ振興課が所管しておりました。ですが、スポーツに関する事務が移管されるということで、移管後も同協会が実施する学校給食事業につきまして、これまでどおり教育委員会として運営状況を把握するとともに、円滑な運営や効率化等のために必要な指導調整を行っていく必要があると考えております。従いまして、引き続き教育委員会において所管するものとし、事務といたしましては学校保健課の分掌事務とするという内容でございます。

2点目は、生涯学習部生涯学習課の分掌事務の変更でございます。

学校が行う体育系の部活動に関する事務につきましては、これまでスポーツ振興課が所管しておりましたが、スポーツに関する事務の移管後も、学校教育の一環として引き続き教育委員会の所管となるということで、生涯学習課の分掌事務としたいと考えております。

3点目は、生涯学習部スポーツ振興課等の組織の廃止についてでございます。

スポーツに関する事務の移管に伴い、スポーツ振興課並びにスポーツ施設担当主幹、瑞穂公園整備推進担当主幹及び瑞穂公園陸上競技場の改築担当主幹を廃止します。

以上、施行期日は、令和２年４月１日を考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第２第４６号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第３第４７号議案「名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第３第４７号議案「名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則案について」を説明させていただきます。

この規則は、スポーツに関する事務を市長部局へ移管させることに伴い、関係する教育委員会規則を廃止するものでございます。廃止する規則は、(１)から(１０)まででございますが、これらの１０本の規則を廃止するものでございます。

施行期日は、令和２年４月１日でございます。

なお、今回廃止されます教育委員会規則に規定されておりました内容につきましては、名古屋市長により定められる名古屋市規則として、新たに制定され、令和２年４月１日から施行される予定となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第 3 第 47 号議案「名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 4 以降は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 31 分終了